

ストップ！ザ ハッ場ダム

ニュース 群馬(8)

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会

事務局長 鈴木 康

TEL 027-224-8567 FAX 027-224-6624

裁 判 傍 聽 の お 願 い

第9回口頭弁論は10月6日(金)午前13時半より前橋地方裁判所大法廷で開催されます。今回は高橋弁護団長に地滑りを含めた危険性をパワーポイントで説明していただきます。いよいよ本番と言うところです。家族知人友人に傍聴を呼びかけて応援に駆けつけてください。口頭弁論終了後、弁護士会館にて報告会ならびに勉強会を開催します。一人でも多くの人に呼びかけて傍聴席をいっぱいにしましょう。群馬の活動が低迷気味なので、元気に頑張れるよう、ご協力ください。

第8回 裁判の目－実例・ダム湖周辺地滑りの危険－

ぐんま市民法律事務所 弁護士 福田寿男

ダム湖周辺の地滑りの危険は、実例を見聞すると実感としてよく分かります。

まず、平成15年5月に奈良県川上村「大滝ダム」の試験湛水中に、ダム湖周辺の家や道路で亀裂が見つかり、37世帯77人の住民が移転した例が有名です。

また、近県では、埼玉県秩父市大滝に計画されている滝沢ダム（総工事費約2320億円。平成11年に工事着手、平成16年に本体工事完成。平成20年4月に運用開始予定）でも、平成17年11月に地滑りの危険のある亀裂が発見されたため、試験湛水が中断されました。ところが、平成18年8月から試験湛水が再開されました。約39億円かけた再発防止工事が終了したとして、水資源機構は地滑りの心配はなくなった旨述べていますが、本当でしょうか？

ハッ場ダムがこれらの実例に加わらないことを切に願うものです。 以上

会費納入と寄附のお願い

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会は皆さんの会費と寄附により活動をしております。
ご協力お願いいたします。振込先は下記のとおりです。

(振込先) 郵便振替口座 00150-2-356373 (加入者名) 鈴木 康

期日報告書

原告 各位

平成18年7月14日

八ッ場ダム住民訴訟群馬弁護団（文責：福田寿男）

1 事件

前橋地方裁判所（民事第2部合議係）平成16年（行ウ）第43号

公金支出差止等請求住民訴訟事件 原告一斎田友雄外19名 被告一群馬県知事外1名

2 期日

平成18年7月14日（金）午前11時 第8回口頭弁論期日

前橋地方裁判所（2階）第21号法廷

3 出席者

原告側－原告11名、訴訟代理人4名

被告側－訴訟代理人1名、指定代理人數名 各出頭

4 内容

(1) 当方－平成18年7月14日付原告準備書面(6), 同(7)陳述, 同日付証拠説明書（甲B）, 甲B
28～34, 原告角田凡夫殿の意見書, 平成18年7月14日付口頭意見陳述申入書をそれぞれ提出。

先方－平成18年7月14日付準備書面(8)陳述

(2) 当方は、上記原告準備書面(6)の内容（今般策定された河川整備基本方針の非現実性）につき、
パワーポイントを使って説明しました。当方は事前に裁判所に対し口頭による意見陳述の実施
を申し入れていたのですが、裁判長は「角田氏の意見書を拝見し、内容を理解しました。」と
述べて、前回同様、またもや口頭による意見陳述を認めませんでした。

(3) 今後の進行について、当方は「今回、八ッ場ダムの『地盤の危険性』に関する準備書面（原告
準備書面(7)）を提出しましたが、次回は『地滑りの危険性』に関する準備書面を提出し、『地
盤の危険性』と『地滑りの危険性』を併せてパワーポイントを用いて説明する。」と述べま
した（書面の提出期限は9月29日）。

これに対し、先方代理人の伴弁護士は「本訴訟は住民訴訟であるから、政策論争をするつもりはないのですが」と、いつもの前置きを述べた上で、「利水については群馬県だけの問題だが、治水については他都県にも関係するため、治水計画に重大かつ明白な瑕疵があるかどうか、一応、国に確認した上で反論する。このように反論には国への確認が必要なので3か月程度時間をおいただきたい。」と述べました（つまり、被告は次回は書面を提出しないということです。）。

5 次回期日

平成18年10月6日（金）午後1時30分 第9回口頭弁論期日

前橋地方裁判所（2階）第21号法廷

6 報告集会の概要

上記裁判に引き続いで、午前11時30分より群馬弁護士会3階大会議室において、報告集会を開催しました（参加者28名）。意見交換では、①口頭による原告の意見陳述が実施されないことへの不満の他、②計画策定に関する審議会の問題、③堆砂の問題、④ゼネコンの問題、⑤地元の問題を指摘する声がありました。

その後、嶋津暉之氏より「地元の生活再建」に関するパワーポイントの説明がありました。

以上

ハツ場関連の新聞記事より

2006年9月28日 上毛新聞
**起訴事実認め
収賄の元課長**

ハツ場ダム工事事務所(長野原町)発注測量業務

地裁(川本青巣裁判長)で開かれ、齊藤被告は起訴事実を認めた。

検察側は冒頭陳述で、齊藤被告が無利子、無担保で業者から借りた金は起訴事実分も含め計二千七百十万元に上つたと指摘。論告で「飲み歩くための借金で、返済期限を定めない破格の条件は純然たる借り入れとは言えず犯行は悪質だ」として、收賄罪に問われた同事務所元用地第一課長、齊藤烈被告(44)の一審公判が二十七日、東京地裁で終結した。初公判が二十七日、東京地裁で終結した。

2006年9月16日 上毛新聞
ハツ場ダム地替八代

国土交通省ハツ場ダム工事事務所は十五日までに、今秋に予定した水没地区住民の代替地第一期分譲を、来年の年明けから年度明けまでの間に遅らせることを長野原町に通知した。国交省は「移転住民と区画内の土地利用で最終の協議を残して

いるため」と説明している。今秋の第一期分譲開始を予定していたのは打越(川原湯)、川原畑、林、横壁、長野原の五カ所の代替地。基本的な粗造成が完了し、移転者に分譲する区画はすでに決まっている。しかし、宅地や畠地(家庭菜園)、田地など土地の利用方法によつて盛り土の仕方が異なる。まだ最終工程の上面整備ができる。

2006年9月9日 朝日新聞

新市民伝

わたなべ ようこ
渡辺 洋子さん
 「ハツ場ダムを考える会」事務局長



首都圏の水の確保という理由で、群馬県長野原町の川原湯温泉街と農村が水没しようとしている。国が利根川水系の吾妻川に計画するハツ場ダムである。

計画から54年。首都圏は実はすでに「水余り」なのに、ふるさとの暮らしと豊かな自然が失われる。「知らんぷりでいいのか」と首都圏の人々

首都圏は知らんぷりですか

に問い合わせている。

10月9日には加藤登紀子さんのコンサート「ハツ場、いのちの輝き」を東京都新宿区の日本青年館で催す(問い合わせせ0424・67-2861)。ハツ場問題を広く首都圏で訴えるコンサートは初めてだ。

ハツ場に車で1時間余の前橋市に住む。東京で育ち、東京外大を卒業後、群馬大の研究者と結婚して前橋へ。3人の子育てが一段落した00年、自然食の活動から脱・ダムの運動に加わった。

地元がダム建設を受け入れた時期。「いまさら何だ」といわれながら現地に通い続けると、何人もの住民が胸の内を語ってくれた。かつて「成

(編集委員・辻陽明)

分譲 来年に延期に延期

国交省「協議必要な区画残す」

下水道の整備を含めた上面整備に入る予定で、国交省は「できるだけ早い時期に分譲を開始したい」と話している。

今月末からは電気、上度明けとされる分譲の開始時期は代替地によって異なる見通し。

首都圏の水の確保という理由で、群馬県長野原町の川原湯温泉街と農村が水没しようとしている。国が利根川水系の吾妻川に計画するハツ場ダムである。

計画から54年。首都圏は実はすでに「水余り」なのに、ふるさとの暮らしと豊かな自然が失われる。「知らんぷりでいいのか」と首都圏の人々

国土交通省のハツ場ダムPR広告シリーズ第二弾が9月29日の上毛新聞に掲載されました。是非ご覧下さい。

タイトル、見出し

「くらしを支え守るダムの力」

「知って下さい。災害を防ぐ地域での取り組み」

- 利根川上流ダム群を再編するとどうなるの?
- 奥利根のまとめ役
- 洪水調節量まだ3割
- 最新鋭ダム内部に潜入
- ハツ場ダムの役割って?
- ダムがない吾妻川流域
- 周辺の環境にさまざまな配慮
- 吾妻峡は水没しない

ハッ場ダム住民訴訟

1都5県 FAXニュース

第14号（06年9月26日）

東京・群馬・埼玉・栃木・茨城・千葉

ライブ＆トーク！ 加藤登紀子と仲間たちが唄う ハッ場いのちの輝き

日時：2006年10月9日(月・祝)午後3時～午後5時(午後2時半開場)

会場：日本青年館大ホール(東京 神宮外苑横)

出演：加藤登紀子、野田知佑、大熊孝、池田理代子、永六輔、ほか

主催：「ハッ場ダムといのちの共生を考える」実行委員会

協賛：アウトドア自然保護基金、パタゴニア日本支社 プロデューサー：前田和男

チケット代：自由席3,000円、指定席5,000円

問い合わせ・申し込み先：TEL/0424-67-2861(田中)、090-4612-7073(渡辺)

【千葉の会】ハッ場千葉の弁護団が8月22、23日に十九里海岸のホテルの研修会議室で、講師に千葉商大の竹内教授を迎えて合宿し、原告からも村越が参加した。同教授は千葉県の財政に力点をおいて語り、弁護団は、千葉独自の問題として環境派政治家として言動してきた堂本知事の足跡と現在の矛盾を追求するなど白熱の議論を重ねた。第8回裁判は10月13日(金)午前11時～。原告が環境面での千葉独自の主張を陳述する。(村越)

【埼玉の会】9月13日第9回裁判では、原告代理人の小林弁護士が、周辺住民の生活環境を破壊し、イヌワシなど絶滅危惧種の営巣の地を奪い、関東の耶馬溪とも称される吾妻渓谷の景観を損ね、強酸性の吾妻川を塞き止めることで水質が悪化させる恐れがあるにもかかわらず、適正な環境影響評価がなされていないハッ場ダムの建設事業は違法であると主張しました。次回は11月8日午後2時、地すべりを起こす危険性を訴えます。(田沼)

【栃木の会】対県知事3ダム訴訟第8回(7/27)はハッ場ダムの地盤の危険性について「岩盤に亀裂が多く、断層も存在しダムサイトとして不適である」と統一弁護団長高橋弁護士がPPを使い陳述。対宇都宮市長訴訟第8回(8/30)は「鬼怒川の治水上、湯西川ダムは屋上屋を重ねるもので不要」と原告弁護士がPP使い陳述。次回期日は3ダムが10/26、13:10～、湯西川ダムが12/6、10:30～。9/24に鬼怒川中～下流の観察会。(葛谷)

【群馬の会】第9回裁判は10月6日(金)13時半～。地滑りを含めた危険性を高橋弁護団長が説明。(真下)

【東京の会】第10回裁判は10月17日(火)11時。治水・危険性を陳述。10/7日2時～狛江エコルマ1学習会(懸樋)

【茨城の会】第9回裁判は10月24日(火)11時半より。今回は環境破壊他で追詰めます。(神原)

【ハッ場ダムを考える会】国は7月末、生活再建事業の大幅見直しを水没地区住民に提示。80年代から進めてきた水源対策特別措置法などに基づく生活再建事業の68項目見直しは、人口減少、社会状況の変化が理由という。今年度中には住民の意見集約を図るとしている。一方、代替地分譲は予定が更に遅れ、来年に持ち越される。最大集落、川原湯地区の世帯数は、この一年で約30世帯へと激減。由緒ある温泉街の崩壊を心配する声が高まっている。